

令和4年度高知県サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者 更新研修開催要綱

1 目的

障害福祉サービス等が適切かつ円滑に実施されるよう、サービスの質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的とする。

2 実施主体及び運営主体

高知県、社会福祉法人高知県社会福祉協議会

3 日程、会場及び受講定員

	日 程	会 場	定員
集合研修	令和4年8月18日(木)	県立ふくし交流プラザ2階 多目的ホール (高知市朝倉戊375-1)	70名 程度
オンライン研修	令和4年8月29日(月)	各自Zoomで受講	70名 程度

(注1) グループ分けについては、受講決定の通知時にお知らせします。

(注2) 令和4年度は2月にも更新研修の実施を予定しており、受講者の申込状況によっては、ご希望の日程で受講できない場合がありますので、予めご了承ください。

(注3) 新型コロナウイルス感染症の発生状況によっては、全日程オンラインに切り替える場合があります。

(注4) 研修日程の詳細については、別添の研修日程をご覧ください。

4 受講対象者(次の要件を満たす方、ただし(1)の要件を満たす方を優先します)

対象要件	留意事項
(1) 平成31年3月31日までにサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修を受講している者(令和元年度以降にサービス管理責任者等更新研修を修了している者を除く)	<p>※1回目の更新研修受講にあたっては、実務経験年数等は必要ありません。</p> <p>※旧制度(平成31年度までのサビ管等研修)で修了した分野に応じた職種の更新が可能です(介護、地域生活、就労→サービス管理責任者の更新が可能 児童→児童発達支援管理責任者の更新が可能)。</p> <p>※実務要件を満たしている場合は、旧制度(平成31年度までのサビ管等研修)で修了した分野と異なる職種の更新も可能です。</p> <p>※旧制度(平成31年度までのサビ管等研修)の修了者については、<u>更新可能な最終年度(令和5年度)</u>に受講申込みが混雑することが想定されますので、今年度の更新研修から計画的に申込みを行ってください。</p>
(2) 令和元年度以降の更新研修修了者	<p>※2回目以降の更新研修は、受講日前5年間の間に2年以上サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、管理者、相談支援専門員としての実務経験を有すること、又は、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、管理者、相談支援専門員として現に従事していることが必要です。</p>

5 申込方法等

申込方法	電子申請 高知県電子申請サービスから申し込んでください。 ※県障害福祉課のホームページに申請フォームのリンクを掲載しています。		<ul style="list-style-type: none"> ・郵送等による申請は受付できません。 ・電子申請による申込方法は別紙をご確認ください。
申込期限	令和4年7月15日（金）17時		<ul style="list-style-type: none"> ・必ず期限を遵守してください。期限を超過した場合は受理できません。
必要書類	受講要件（1）の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度以前のサービス管理責任者等研修修了証書 ・実務経験証明書（※） 	<ul style="list-style-type: none"> ・電子申請での申込時に、必要書類をデータで添付する項目を設けています。 ・更新を希望する職種に応じた、修了証書を添付してください。 ・実務経験証明書と従事証明書については、押印が押されているものをデータで添付してください。 ※旧制度（平成31年度までのサビ管等研修）で修了した分野とは異なる職種の更新を希望する場合は、実務要件を満たしていることを確認するため、実務経験証明書を併せて添付してください。
	受講要件（2）で実務を証明する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・実務経験証明書 ・更新研修修了証書 	
	受講要件（2）で現に従事していることを証明する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・従事証明書 ・更新研修修了証書 	
受講料	10,000円		<ul style="list-style-type: none"> ・受講決定者に受講料の振込先を案内いたします。
受講決定	受講の可否については、選考のうえ令和4年7月22日（金）までに電子メールで通知する予定です。		

6 修了認定等

研修の全課程を修了した方に対し、高知県知事が修了証書を交付します。

ただし、以下に該当する場合は、受講決定者であっても今後の研修参加を認めず、修了証書は交付しません。

- ・研修当日、10分以上の遅刻、途中退席及び早退並びに欠席があった場合
※オンラインで受講する場合は、カメラオフになっている時間が10分以上となった場合（休憩時間は除く）
- ・受講決定者に別途指示する事前課題を提出しない場合

なお、高知県知事は研修修了者について、氏名、生年月日及び連絡先等を記載した名簿を作成し管理します。

また、虚偽の内容により申し込んだ場合は、修了証書交付後であっても取り消し等の措置を講ずることがあります。

7 個人情報の取扱い

受講申込書により知り得た受講者個人の情報は厳重に管理したうえ、受講管理、修了書の発行、討議用小グループ編成にのみ使用し、本人以外の受講者はもとより外部に漏らすことはありません。

なお、受講者間の連携と交流を図るとともに、討議用に編成した小グループを受講者に周知するため、受講者氏名及び所属事業所等を掲載した名簿を作成のうえ掲示または配布する場合がありますので、予めご了承ください。

8 問い合わせ先

高知県子ども・福祉政策部障害福祉課 事業者担当 (担当: 宮地・渋谷)
TEL: 088 (823) 9635
FAX: 088 (823) 9260
E-Mail: 060301@ken.pref.kochi.lg.jp